

## 摂津市と第一生命保険株式会社との包括連携に関する協定書

摂津市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携及び協力する。

- （1）福祉分野に関すること。
- （2）教育分野に関すること。
- （3）その他、甲及び乙が必要と認めること。

- 2 甲及び乙は前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。
- 3 甲及び乙は本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤りがあった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協定の解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承認を得ずに第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を除く。）に開示又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ各自その1通を保有する。

令和4年11月30日

甲 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

摂津市

代表者 摂津市長

乙 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

第一生命保険株式会社

常務執行役員

関西営業本部長兼関西総局長